平成２６年（フ）第３０１号
沖縄県那覇市前島２丁目５番17号　福琉産業ビル201
債務者　國吉千佳子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３０４号
沖縄県那覇市三原２丁目７番23―501号　山城ビル
債務者　下條　侑子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１５号
北海道名寄市東１条北６丁目１番地１　ＮＴイチョウ
債務者　久保田優記恵（旧姓石倉）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第４３３号
埼玉県越谷市北越谷２丁目19番地22　まこと荘206号室、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2299番地１　セナールアオキＡ棟205
債務者　八重尾福雄
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４５６号
埼玉県越谷市蒲生東町12番16号
債務者　木村　初恵
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４５９号
埼玉県草加市栄町３丁目15番25―303号、旧住所埼玉県越谷市大字平方2143番地55
債務者　桑原ソフィアアキナ（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４６２号
埼玉県春日部市八丁目120番地、旧住所埼玉県春日部市備後東１丁目３番16―502号
債務者　明平　貴行
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４６５号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地21号棟201号室
債務者　望月　信元
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４６６号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野３丁目１番地４　ジェントリー101
債務者　清藤　伸司
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
石川県七尾市古府町る部14番地９　山善アパート２号
債務者　沢多　真澄
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第２６号
石川県七尾市古府町る部14番地９　山善アパート２号
債務者　沢多　英子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第１０４８号
京都市伏見区桃山町山ノ下53番地23
債務者　川上　博成
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８４号
京都市北区大宮東小野堀町４番地　ボニスタ・イケダ205号
債務者　林　　路子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９４号
京都市西京区大原野東境谷町２丁目１番地２　717号
債務者　安田　拡史
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９５号
京都府長岡京市馬場２丁目２番18号　グラシィオ長岡201、前住所京都府長岡京市馬場見場走り26番地の３　１―116長岡京スカイハイツ１―116
債務者　畠中　博志
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７９号
札幌市北区篠路１条６丁目５番８号
債務者　佐藤　　綾（旧姓君島）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部